

平成29年12月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

平成29年12月25日

平成29年12月伊那市議会定例会議員提出議案目次

議員提出議案第 7 号	受動喫煙防止対策の法制化を求める意見書の提出について	4
議員提出議案第 8 号	保育士の配置基準の見直しと公定価格の増額を求める意見書の提出について	6
議員提出議案第 9 号	種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について	8
議員提出議案第 10 号	米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書の提出について	10

議員提出議案第7号

受動喫煙防止対策の法制化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び関係機関に対し、受動喫煙防止対策の法制化を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成29年12月25日提出

伊那市議会議員 飯島 光豊

〃 白鳥 敏明

〃 宮島 良夫

〃 平岩 國幸

〃 若林 敏明

〃 前田 久子

(提案理由)

口頭にて説明

受動喫煙防止対策の法制化を求める意見書

厚生労働省の喫煙の健康影響に対する検討会が取りまとめた報告書では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されています。

また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5千人と推計しています。

たばこの煙が深刻な健康被害を招くことが明らかになる一方で、世界保健機関（WHO）では、日本の受動喫煙防止対策を最低ランクに位置付けています。

2010年にはWHOとIOCによる「たばこのないオリンピック」が合意されており、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を目指して、受動喫煙防止の取組みを積極的に進めていくことが必要です。

以上のことから、国民の生命・健康を守るため、公共の場や食堂、居酒屋等を原則禁煙とする実効ある受動喫煙防止対策の早期法制化を強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年12月25日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第8号

保育士の配置基準の見直しと公定価格の増額を求める意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び関係機関に対し、保育士の配置基準の見直しと公定価格の増額を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成29年12月25日提出

伊那市議会議員 飯島 光豊

〃 白鳥 敏明

〃 宮島 良夫

〃 平岩 國幸

〃 若林 敏明

〃 前田 久子

(提案理由)

口頭にて説明

保育士の配置基準の見直しと公定価格の増額を求める意見書

2015年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし2年が経ちました。子どもが育ち、人格形成の重要な時期に保育士は大きな役割を担っていますが、保育士の給料は、一般的な職業と比較して月10万円程度下回っており、保育士不足の一因となっています。

国は平成29年度より「ニッポン一億総活躍プラン」において「キャリアアップ」の仕組みを構築し、保育士としての技能と経験を積んだ職員について、月額4万円の処遇改善を図るとしています。しかし、この仕組みは一部の職員が対象で職員全体の処遇改善にはなりません。

また、保育所職員の配置基準は一部を除き、昭和23年に決められたもので現実離れしたものです。公立・民間を問わず、国の配置基準で保育することは困難なことから、基準の1.6倍から1.8倍、多いところは2倍の職員を配置していて、その分職員の給料を低く抑えざるを得ないのが実態です。保育士の処遇改善は、国の職員配置基準の改善なくしては良くなりません。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 子ども一人一人に行き届いた保育をするため、保育士の配置基準を引き上げること。
- 2 保育士等の処遇が改善できるよう、公定価格の基本分単価を大幅に増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年12月25日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第9号

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣及び関係機関に対し、種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成29年12月25日提出

伊那市議会議員 唐 澤 稔

〃 丸 山 徹一郎

〃 野 口 輝 雄

〃 八 木 択 真

〃 飯 島 進

〃 前 澤 啓 子

〃 伊 藤 泰 雄

(提案理由)

口頭にて説明

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）が廃止されました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域に合った優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の取組みが後退することがないように予算措置の確保等、万全な対策が求められています。

併せて、種子法の廃止により、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されます。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 都道府県の取組みが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと。
- 2 地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 29 年 1 2 月 2 5 日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第10号

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣及び関係機関に対し、米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成29年12月25日提出

伊那市議会議員 唐 澤 稔

〃 丸 山 徹一郎

〃 野 口 輝 雄

〃 八 木 択 真

〃 飯 島 進

〃 前 澤 啓 子

〃 伊 藤 泰 雄

(提案理由)

口頭にて説明

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書

生産者米価は前年よりも上昇しているものの、生産費を大きく下回った状況で推移しています。

平成27～28年産米は、「飼料用米」の作付増などにより、若干の価格回復が見られるものの、実態は「集落営農法人・組織の8割が赤字もしくは収支がぎりぎり均衡」（2017年日本農業新聞景況感調査）に示されているように、担い手層でさえ経営を維持する見通しが立たない価格水準となっています。

平成22年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、生産調整の実効性確保と、「直接支払交付金（10アール当たり15,000円）」により稲作農家の経営を下支えする役割を果たしました。しかし、平成26年産米から10アール当たり7,500円に半減され、稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、地域がますます疲弊しています。しかも平成30年産米から交付金の廃止が打ち出されており、大規模農家では数百万円も減収するなど、稲作農家の経営の困難に拍車がかかることは避けられません。平成30年からの政府による生産調整の廃止も、米価の不安定要因になりかねません。

今こそ、欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立し、生産費を償う岩盤対策を行うことが必要です。

以上のことから、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守るため、米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立するよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年12月25日

伊 那 市 議 会